



令和6年4月1日から始まったよ!!

阿見町妊産婦タクシー利用費助成事業

妊産婦健診時や陣痛時に医療機関へタクシーで通院する場合に助成を行います。

○対象者：下記すべてに該当する方○

- ・阿見町に住民登録がある方
- ・母子健康手帳の交付を受けた妊婦または産後2か月までの産婦
- ・世帯に属するすべての方が町税を滞納していない方

○助成内容○

- ・自宅から医療機関の往復分のみ申請可能となり、下記の目的以外でのご利用は対象外となるのでご注意ください。
 - 妊産婦健診の受診
 - 陣痛時の通院
 - 妊娠、出産に係る入退院
- ・タクシー利用1回につき5,000円を上限に運賃分を補助します。
- ・1回の妊娠につき30,000円が上限です。

○利用手続き○

最後にタクシーを利用してから6か月以内に以下の書類を健康づくり課へ提出する。

- ・阿見町妊産婦タクシー利用費助成事業申請書兼助成金請求書
- ・母子健康手帳の写し
- ・タクシーの利用に係る領収書の写し
- ・医療機関の利用に係る領収書の写し
- ・阿見町妊産婦タクシー利用費助成事業利用記録報告書
- ・世帯の者全員の納税証明書（公簿等により確認することに同意する場合は省略可）



【問合せ先】

阿見町役場 健康づくり課

（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）

〒300-0331 阿見町阿見 4761-1

TEL：029-888-2940

